

農作物共済制度の変遷

年 次	制度変遷の概要	参 考
明治13		備荒儲蓄法公布
19		パウル・マイエット「農業保険論」を起草
24		「日本振農策」(エッゲルト) 刊行
28		「農業保険論」(吉井東一) 刊行
32		罹災救助基金法公布
大正11		小作保険要綱発表(斉藤宇一郎)
12		「小作保険法案及び小作保険特別会計法案」を衆議院に提出(斉藤宇一郎他4名)
13		農業保険の建議案提出(小西和、村上国吉ら)
昭和元		農林省、農林漁業保険制度の調査に着手
3		地方長官会議において20数府県より農業保険の制定を具申
6		農業保険の調査に着手(農務局) 農業保険要綱と農業保険法の成案作成(農務局)
7		農林審議会「農業保険要綱」を議決
8		北海道・東北地方大冷害 農漁業災害保険法案提出(胎中楠右衛門他1名) 〔衆議院可決、貴族院審議未了〕 農業保険法案提出(高田耕平他4名) 〔 同 上 〕
9		北海道・東北地方大冷害
12		農業災害保険及び共済制度調査会「農業保険制度要綱」を答申
13	<p>農業保険法(4月法律第68号)公布</p> <p>14年産水稻、15年産麦から適用</p> <p>(1) 組織……市町村農会の共済、郡市区域の農業保険組合の保険、道府県農業保険組合連合会の再保険、政府の再再保険の4段階制</p> <p>(2) 共済目的……水稻、麦及び水稻の小作料</p> <p>(3) 共済事故……水稻については、風水害、干害、ひょう害、風雨及び干ばつを誘因とする特定の病害 麦については、風水害、干害、ひょう害、雨害及び湿潤害</p> <p>(4) 共済責任期間……水稻においては本田移植期から、麦においては発芽期から収穫するまで。</p>	

年次	制度変遷の概要	参 考
	<p>(5) 引受けの単位……耕地ごと（一筆反建制）</p> <p>(6) 反当共済金額……生産費のうちの現金支出部分を基礎として、全国一律に勅令で定める。</p> <p>(7) 共済金の支払……共済事故に因る減収が災害の発生なかりせば収穫すべかりし数量の100分の30以上となった場合に減収程度に応じて支払う。</p>	
昭和14	<p>農業再保険特別会計法（3月法律第6号）公布</p>	<p>米穀配給統制法公布 西日本大干ばつ</p>
15	<p>冷害共済施設要綱の答申</p>	
16		<p>関東大水害、北海道・東北冷害</p>
17	<p>市町村農会及び保険組合は第二類共済事業として水稻の冷害共済を実施（北海道と東北6県）。</p> <p>支払不足金の補助及び利子補給を行う。</p>	<p>食糧管理法公布</p>
18	<p>農業保険法の一部改正（3月法律第21号、22号）公布</p>	
20	<p>(1) 保険金額の引上げ、支払割合の改定</p> <p>(2) 昭和18年産水稻、19年産麦以降、保険料の$\frac{1}{3}$～$\frac{2}{3}$を負担</p> <p>(3) 共済事業の強制実施</p>	<p>戦時農業保険令案 農業・家畜保険制度を検討（農業家畜保険協会運営委員会） 枕崎台風、冷害</p>
21		<p>この年は米の凶作 農地改革実施 南海地震</p>
22	<p>農業災害補償法（12月法律第185号）公布</p>	<p>農業協同組合法公布</p>
	<p>22年産水稻、23年産麦から適用</p> <p>(1) 組織……市町村農業共済組合の共済、都道府県農業共済組合連合会の保険、政府の再保険の3段階制</p> <p>(2) 共済目的……水稻、麦その他政令で指定する食糧農作物</p> <p>(3) 共済事故……風水害、干害、冷害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）に因る災害及び病害</p> <p>(4) 共済責任期間……水稻においては本田移植期から、麦においては発芽期から収穫するまで。</p>	<p>カスリン台風</p>

年次	制度変遷の概要	参 考
<p>昭和23</p> <p>”</p> <p>25</p> <p>26</p>	<p>(5) 引受けの単位……耕地ごと（一筆反建制）</p> <p>(6) 反当共済金額……主務大臣が米・麦価の2分の1を標準として収量区分別に定めた金額（最高補填割合50%）に基づき組合が一律に定款で定める。</p> <p>(7) 共済金の支払……共済事故による減収が平年における収穫量の100分の30を超えた場合に被害程度（3～5、5～7、7～9、9割以上、植付（発芽）不能）に応じて支払う。</p> <p>(8) 共済掛金の国庫負担……食管特別会計は、共済掛金のうち、通常共済掛金標準率から全都道府県の通常共済掛金標準率のうち最低のものを差し引いて得た率の2分の1、異常共済掛金標準率の2分の1及び超異常共済掛金標準率に見合う金額を負担する。……実際には、毎年、臨時立法により一般会計から食管特別会計を通じ再保険特別会計に繰入した。</p> <p>陸稲を共済目的として政令指定（5月政令第123号）23年産陸稲から適用</p> <p>農業災害補償法の一部改正（7月法律第183号）公布</p> <p>雪害を共済事故として追加</p> <p>農業災害補償法の一部改正（4月法律第87号）公布</p> <p>虫害及び鳥獣害を共済事故として追加 再保険金の概算払の額の限度に関する省令（10月農林省令第113号）</p> <p>25年産水・陸稲、26年産麦から適用 収穫期前に9割以上被害耕地を対象にして再保険金の概算払いを行い得ることとした。</p> <p>再保険特別会計法の一部改正（3月法律第57号）公布</p> <p>特別会計に25億円の再保険金支払基金勘定を新設し、再保険金の円滑な支払いに資することとした。</p>	<p>食糧確保臨時措置法公布 アイオン台風</p> <p>不足金処理と制度検討に関する閣議決定 ウィリアム・H・ロウ『日本の農作物保険』勧告書発表 ルース台風</p>

年次	制度変遷の概要	参 考
昭和27	<p>農業災害補償法の一部改正（6月法律第193号）公布</p> <p>共済掛金の一部食管特別会計負担の原則を廃し、それに代わって国庫が負担することとした。都道府県単位に反当たり共済金額の範囲を選択できることとした。</p> <p>〃 農業災害補償法臨時特例法（6月法律第194号）公布</p> <p>27年産水稻、28年産麦から適用 5か年間の時限立法で制定し、全国約5%の組合について、水稻、麦の農家単位共済を実験実施した。主な内容は次のとおり。</p> <p>(1) 農家単位収量建制とした。共済金額は、農家ごとに平年における収穫量の8割に相当する数量に、主務大臣が米・麦価の8割を標準として定めた単位(石)当たり共済金額を乗じて算出（最高補填割合64%）</p> <p>(2) 共済金……共済事故による耕地ごとの減収の合計がその農家の平年における収穫量の100分の20を超えた場合に、その超えた部分の数量に単位当たり共済金額を乗じて算出</p> <p>(3) 共済掛金……組合ごとに、実質において一筆反建制の場合と同額の共済掛金を徴収することとし、その額を農家ごとの共済金額に按分して徴収</p> <p>(4) 掛金補助……国庫は、掛金国庫負担金のほかに農家負担掛金の2分の1に相当する額の補助金を交付</p>	<p>麦類の供出配給制度廃止 農地法公布 農業共済基金法（6月法律第202号）公布 農業共済基金を設立して連合会不足金の融資及び債務保証に当たる。</p>
28	<p>農業災害補償法の臨時特例に関する法律（6月法律第45号）公布</p> <p>28年産麦の共済掛金の一部国庫負担（通常共済掛金標準率に対応する部分）について負担増の特例を設けた。</p> <p>〃 農業災害補償法の一部改正（7月法律第93号）公布</p> <p>(1) 共済掛金の一部国庫負担の拡充……通常共済掛金標準率のうちその基礎とした平均被害率の全国最低率についても3分の1の負担をすることにした。</p>	<p>東海、近畿、九州豪雨、水害 北日本冷害、この年は凶作</p>

年次	制度変遷の概要	参 考
昭和30	<p>(2) 共済金額の選択制の実施……主務大臣が収量区分別、危険階級別に定めた最高額と最低額の範囲内で組合が一律に定款で定めることとした（収量区分は3区分、危険階級は12階級）。</p> <p>〃 農業災害補償法施行規則の一部改正（6月農林省令第23号） 28年産水・陸稲、29年産麦から適用共済金支払いの被害程度区分を2割刻みから1割刻みに改めた。</p> <p>〃 再保険金の概算払の額の限度に関する省令の一部改正（6月農林省令第29号） 再保険金概算払いの対象に植付不能及び発芽不能を追加 28年産水・陸稲、29年産麦から適用</p>	米の事前売渡制（予約）実施 米の豊作 北海道冷害 諫早水害
31		
32	<p>農業災害補償法の一部改正（5月法律第119号）公布</p> <p>33年産水・陸稲、34年産麦から適用</p> <p>(1) 一筆反建制を廃して一筆収量建制とした。これに伴い単位（石）当たり共済金額の種類は、米・麦価の7割を標準として定めることに改め、また、共済金は、3割を超えた部分の減収量に単位当たり共済金額を乗じて算出することとした。この結果、最高補填割合は49%となった。</p> <p>(2) 組合の区域ごとに定めていた共済掛金率を、被害の実態に即するようさらに細分化して設定し得ることとした。</p> <p>(3) 通常共済掛金標準率に対応する共済掛金の国庫の負担割合を一律に2分の1として、農家負担の軽減を図った。</p> <p>(4) 損害評価会の設置を法制化するとともに、損害評価は準則に従って行うこととした。</p> <p>(5) 一定規模以下の耕作者は任意加入とする等強制加入の緩和を図った。</p> <p>(6) 事業実施主体の特例として市町村営のみちを開いた。</p>	

年次	制度変遷の概要	参 考
昭和33	農作物共済損害認定準則を制定（4月農林省告示第307号） 33年産水・陸稲、34年産麦から適用	連合会の損害評価に実測調査を導入 33年産水・陸稲、34年産麦から適用 狩野川台風
34	再保険金の概算払の額の限度に関する省令の一部改正（5月農林省令第23号） 概算払いの対象を7割以上被害耕地に拡大 33年産水・陸稲、34年産麦から適用	
36		収量の計量単位を石斗升からキログラムに変更し、34年産水・陸稲、35年産麦から適用 伊勢湾台風
38	農業災害補償法の一部改正（7月法律第120号）公布	農業基本法公布 長雨、病害により麦の大凶作
	<p>(1) 組合等の農作物共済の手持ち共済責任を拡充し、手持掛金を共済掛金金額の10%から約40%にした。</p> <p>(2) 画一的強制加入方式の緩和を図るため、任意加入の範囲を拡大（当然加入の基準を1反から3反（北海道にあっては、水・陸稲は3反から1町歩、麦は4反から1町歩）の範囲内で知事が定めることに改正）するとともに、事業量僅少の場合には、その共済目的の種類を廃止することができることとした。</p> <p>(3) 単位当たり共済金額の最高額を、米・麦価の7割から9割に引き上げ補填内容の充実（最高補填割合63%）を図るとともに、単位当たり共済金額の個人選択を認めた。</p> <p>(4) 料率の設定方式を県単位から組合等単位の設定に改めるとともに、共済掛金の国庫負担割合の算定方式を県単位から組合等ごとの基準共済掛金率の高低に応じ最低を2分の1とする超過累進方式に改めた。</p> <p>(5) 水稻について、病虫害の共済事故除外と共済掛金割引の制度を導入し、かつ、その指定組合等に対し病虫害防止費補助金を交付することとした。</p> <p>(6) 組合は、一部の事務を農業協同組合に委託できることとした。</p>	

年次	制度変遷の概要	参 考
	<p>(7) 無事戻しの限度を共済掛金農家負担額の6分の1から3分の1に拡大した。</p> <p>(8) なお、この改正により掛金農家負担率が増大する農家に対し、国庫は、当分の間、掛金調整補助金を交付することとした（水・陸稲39～45年産、麦40～46年産まで交付）。</p>	
昭和39	農作物共済基準収穫量設定準則を制定（4月農林省告示第405号）	北海道冷害（39～41）
"	再保険金の概算払の額の限度に関する省令の全部改正（6月農林省令第21号） 概算払い額の限度の計算を県単位から組合等単位の計算に改めた。	
41		面積の計量単位を反畝歩からa（アール）に変更し、41年産水・陸稲、麦から適用加治川の氾濫（41～42）
42		米の豊作
45		米の生産調整（実績139万t） 生産調整奨励補助金の算出基礎に44年産の水稲基準単収を使用（1kg当たり81円、10a当たり平均3万5千円）
46	<p>農業災害補償法及び農業共済基金法の一部改正（5月法律第79号）公布</p> <p>(1) 水稲につき、組合等の選択により農家単位方式（半相殺）が実施できることとし、その円滑な実施に資するため当分の間補助金を交付（昭和59年まで交付）。</p> <p>この補助金は、農家単位引受総共済金額×$\frac{7}{8}$×（一筆単位引受方式の国庫負担率－農家単位引受方式の国庫負担率）×$\frac{2}{3}$の算式で得られた額とし、その交付対象事業は当該組合等が直接又は農協等の団体に委託して行う水稲の病虫害防除事業とする。</p> <p>(2) 共済掛金の国庫負担方式の合理化（高被害地を対象にした別表の一部改正）</p> <p>なお、この改正により掛金農家負担割合が改正前に比し上回ることとなった農家に対し、国庫は、当分の間、掛金調整補助金を交付することとした（水・陸稲47年～49年産、麦48年～50年産まで交付）。</p>	<p>米の生産調整（実績226万t） 生産調整奨励補助金の算出基礎に45年産の水稲基準単収を使用（1kg当たり68円、10a当たり平均3万円）（以下50年まで同じ。）</p> <p>北海道大冷害 農業共済基金の業務範囲の拡大、農業共済組合連合会に対する業務委託のみちが開かれる。</p>

年次	制度変遷の概要	参 考
昭和47 48 49 50	<p>(3) 新規開田地等に耕作される水稻は、原則として、当分の間、引受けから除外。</p>	<p>米の生産調整（実績233万t） 米の生産調整（実績230万t） 水稻豊作、陸稲大干害 稲作転換等（実績130万t） 稲作転換等（実績108万t）</p>
51	<p>農業災害補償法及び農業共済基金法の一部改正（5月法律第30号）公布</p>	<p>東日本に冷害、東海、山陽、四国及び九州に台風17号</p>
	<p>(1) 水稻病虫害の共済事故除外を組合等の一部地域でも行えることとした。</p> <p>(2) 単位当たり共済金額の限度を収穫物の単位当たり価格に相当する額までとした。</p> <p>(3) 農作物共済の共済掛金率を共済目的の種類ごと、共済事故等による種別ごとに設定することとした。</p> <p>(4) 水稻について主務大臣が指定する地域で全相殺の農家単位引受方式が実施できることとした。</p> <p>(5) 農家単位引受方式において、共済事故により収穫皆無となった耕地がある場合に、単位当たり共済金額にその耕地の基準収穫量の100分の70を乗じて得た金額が農家単位引受方式により算定された額を超えるときは、その金額に相当する金額を共済金として支払うこととした。</p> <p>(6) 主務大臣が指定する区域について、水稻の病虫害が異常に発生した場合にその異常に発生した部分につき共同防除をした費用を共済金として支払うこととした（損防給付方式の導入）。</p> <p>(7) 麦について農家単位引受方式（半相殺、全相殺）を行えることとした。</p>	<p>水田総合利用対策（実績194千ha） 水田総合利用奨励補助金の算出基礎に50年産の水稻基準単収を使用（10a当たり平均4万円）（以下52年同じ）</p>
52	<p>水稻の病虫害事故除外の対象としない病害の追加指定（2月告示第61号）</p>	<p>水田総合利用対策（実績212千ha）</p>
”	<p>いねもみがれさいきん病及びいねようしょうかっぺん病による病害</p> <p>農家単位共済実施費補助金の交付額算定方式の改正（4月政令第132号）</p> <p>引受面積×{単位面積当たり共済金額（一筆方式全国平均）}×農林大臣の定める率</p>	

年次	制度変遷の概要	参 考
昭和53	<p>農業災害補償法施行令の一部を改正する政令（4月政令第126号）</p> <p>第3条の2において、組合等への当然加入の除外基準の特例を設け、当分の間、水稲及び陸稲について、市街化区域及び用途地域に該当した耕地については、農林大臣の定める係数を乗じて得た面積として算定することを規定した。</p> <p>主務大臣の定める係数（4月告示第434号）</p> <p style="text-align: center;">知事が定めた基準</p> <hr/> <p>30 a（北海道にあつては100 a）</p>	<p>水田利用再編対策（第1期・53～55年） （53年目標391千ha、実績438千ha）</p> <p>水田利用再編奨励補助金の算出基礎に52年産の水稲基準単収を使用（基本額10 a 当たり平均4万円）（以下55年まで同じ）</p> <p>水稲豊作、陸稲大干害</p>
〃	<p>水稲の病虫害事故除外の対象としない虫害の追加指定（5月告示第634号）</p> <p>イネミズゾウムシによる虫害</p> <p>農作物共済損害評価組合等実測調査要領の制定</p>	
54	<p>水稲に適用する単位当たり共済金額の範囲を、水稲については政府買入価格に品質格差が導入されたことに伴い、都道府県別に品種別類区分の作付面積を重みとして同区分別の単位当たり価格の加重平均を算定し、1類～5類の格付け基準を設け告示した（12月告示第1845号）。</p>	<p>水田利用再編対策（目標391千ha、実績472千ha）</p> <p>9月下～10月上旬の長雨、台風16号・20号により水・陸稲に穂発芽</p>
55		<p>水田利用再編対策（目標535千ha、実績585千ha）</p> <p>大冷害、中・四国及び九州に台風13・19号</p>
56		<p>水田利用再編対策（第2期・56～58年、基本目標677千ha）</p> <p>56年目標 631千ha、実績668千ha</p> <p>水田利用再編奨励補助金の算出基礎に55年産水稲基準単収を使用（基本額10 a 当たり平均3.5万円）</p> <p>水稲 冷害（北海道、東北） 台風12号及び15号（北海道、東北、北関東）</p> <p>麦 台風12号による水害、穂発芽（北海道）</p>
昭和57		<p>水田利用再編対策（目標631千ha、実績672千ha）</p> <p>水稲 冷害（北海道、東北、北関東） 台風10、13、18、19号（北海道を除く全域）</p>

年 次	制度変遷の概要	参 考
58		麦 穂発芽（北九州、北海道の一部） 水田利用再編対策（目標600千ha、実績639千ha）
59		水稲 冷害（北海道、東北、関東） 台風5、10号（関東、東山、北陸） 麦 台風5号による雨害湿潤害、穂発芽（北海道、九州） 水田利用再編対策（第3期・59～61年基本目標600千ha。他用途利用米を導入し、実績算入することとした。） 59年目標600千ha、実績620千ha、うち他用途利用米54千ha
60	<p>農業災害補償法の一部改正（6月法律第50号）公布</p> <p>(1) 従来、組合等の区域ごとまたは被害率に応じて組合等の区域を細分化した地域ごとに設定していた共済掛金率を、組合等の選択により、組合員等または組合員等の集団ごとの被害率に応じた危険段階ごとに設定できることとした。</p> <p>(2) 共済掛金の国庫負担方式の合理化 基準共済掛金率の区分別国庫負担割合の一部改正を行った。</p>	水田利用再編対策（目標574千ha、実績595千ha、うち他用途利用米64千ha）
昭和61	<p>〃 農業災害補償法施行令の一部を改正する政令（11月政令第291号）</p> <p>水稲につき、当然加入基準の緩和を図った（都府県において都府県知事が定める当然加入の基準の幅を20a～40aとした(60年産までは10a～30a)。)。これに伴い、市街化区域及び用途地域に該当した耕地の当然加入除外基準の特例（昭和53年4月告示第434号）を廃止し、次のように制定した。</p> <p>（11月告示第1652号） 市街化区域、用途地域内の水・陸稲の耕作面積については 主務大臣の定める係数 $= \frac{\text{知事が定めた当然加入基準}}{\text{水稲40a（陸稲30a）（北海道にあつては100a）}}$ を乗じて得た面積とする。</p>	水田利用再編対策（目標601千ha、実績見込618千ha、うち他用途利用米57千ha）

年次	制度変遷の概要	参 考
平成元	62 水田農業確立対策において飼料用米が転作作物として取り扱われることになったことに伴い、農作物共済における取扱要綱を定め、主食用米と区別して単位当たり共済金額の設定、引受け、損害評価を行うこととした。	水田農業確立対策（前期62～平成元年基本目標770千ha、他用途利用米の拡大（アルコール添加減少用、あられ用（もち米）等）、飼料用米の導入）62年目標773千ha、実績791千ha、うち他用途利用米72千ha
	63	水田農業確立対策（目標773千ha） 米需給均衡化緊急対策に係る63年度における需給ギャップ縮小30万t（うち他用途利用米12万t） 転作等実績見込 817千ha（米需給均衡化緊急対策の転作対応分25千haを含む。） 水稻 冷害（東北、北関東、東山）
	2	水田農業確立対策（目標773千ha。元年度における需給ギャップ縮小27万t（うち他用途利用米15万t）） 水田農業確立対策（後期平成2～4年転作等目標面積 830千ha）
	3	水田農業確立対策（目標830千ha） 水稻冷害（東北）、台風17号・19号（中・四国及び九州）
平成5	4 麦の全相殺地域における損害評価について、売渡数量により基準単収を定めている場合は、売渡数量の確認の方法により行うこととした（4月規則、損害認定準則、損害評価要綱の一部改正（4年産から適用））。 また、麦について、農産物検査法に基づく検査の受検率がおおむね90%以上の地域についても、全相殺農家単位引受方式の地域指定ができることとした。	水田農業確立対策（目標700千ha）
	水稲の病虫害事故除外の対象としない虫害の削除（2月告示第43号） イネミズゾウムシによる虫害を削除 〃 農業災害補償法の一部改正（5月法律第35号）公布 (1) 法人格を有しない団体で一定の要件を満たすものと共済関係を成立させる方式の導入 (2) 火災を共済事故に追加 (3) 麦について類区分を導入(秋まき又は春まき麦の別)	水田営農活性化対策（目標676千ha） 大冷害、台風13号等、長雨、いもち病の多発

年次	制度変遷の概要	参 考
	<p>(4) 全相殺方式の適用の拡大 指定地域以外の大規模経営体につき、特例的に全相殺方式が実施できることとした。</p> <p>(5) 合併等に伴い従前の引受方式及び掛金率を次期一般改定まで踏襲できることとした。</p> <p>(6) 責任分担方式の改善 連合会が異常部分の責任を保有する等団体の責任を充実することとした。</p> <p>(7) 共済掛金国庫負担方式の合理化 水稻・陸稻の国庫負担割合を一律2分の1とし、麦の国庫負担割合を2段階の超過累進とすることとした。</p>	
6		水田営農活性化対策（目標600千ha）
7		新食糧法公布
8		水田営農活性化対策（目標680千ha(80千haの追加的転作を含む。))
9		新生産調整推進対策（目標677千ha）
10		新生産調整推進対策（目標673千ha）
11	麦について類区分を改正（1、2類（秋まき又は春まき麦の別）を1～8類（は種期別、麦種別）へ改正）	緊急生産調整推進対策（目標963千ha）
11	<p>〃 農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部改正（6月法律第69号）公布</p> <p>(1) 水稻の共済金の支払方法の特例措置の実施 農林水産大臣が定める一定の基準に適合する組合等については、一筆方式又は半相殺方式の共済金支払開始損害割合を引き下げることにした。</p> <p>(2) 麦について災害収入共済方式を試験的に導入</p> <p>(3) 組合等の合併等に伴い従前の引受方式を次の次の一般改定まで踏襲できることとした。</p> <p>(4) 農業共済事業の2段階制の導入</p>	緊急生産調整推進対策（目標963千ha）
平成12		水田農業経営確立対策（米のガイドライン、生産調整目標面積963千ha）
13		水田農業経営確立対策（米の生産数量及び作付面積に関するガイドライン・水稻作付面積1,681千ha、生産調整目標面積1,010千ha（うち緊急拡大分47千ha））

年次	制度変遷の概要	参 考
14	<p>〃</p>	<p>緊急需給調整対策配置面積 ((3%相当) 5万ha)</p>
15	<p>実測調査要領の一部改正 (15年産水稻から適用) 水稻の収量とする基準について縦目ぶるい1.7mmから1.8mmに変更</p>	<p>水田農業経営確立対策 (米の生産数量及び作付面積に関するガイドライン・水稻作付面積1,676千ha、生産調整目標面積1,010千ha (うち緊急拡大分47千ha)) 米政策改革大綱 (14年12月) 平成16年からの米政策 冷害、いもち病の多発</p>
平成16	<p>〃 農業災害補償法の一部改正 (6月法律第91号) 公布</p> <p>(1) 引受方式及び補償割合の農家選択の拡大 組合等が共済規程等に定めるものの中から農家が選択することとした。</p> <p>(2) 水稻について生産量の概ね全量について数量及び品位に関する資料提供が得られる農協等に出荷している者については、農家の選択による品質方式を試験的に導入</p> <p>(3) 麦の災害収入共済方式に類区分を導入 (1類～8類)</p> <p>(4) 水稻病虫害事故除外方式における病虫害防止費補助金の廃止</p> <p>(5) 損防給付方式の廃止</p> <p>(6) 共済規程・保険規程を新設し、定款記載事項のうち、事業の実施の項目をこれらに移行</p>	<p>水田農業経営確立対策 (米の生産数量及び作付面積に関するガイドライン・水稻作付面積1,630千ha、生産調整目標面積1,010千ha)</p>
17		<p>生産目標数量 (857万t) 台風18号等、登熟不良、穂発芽等の多発</p>
18	<p>品目横断的経営安定対策の導入による麦作経営安定資金の廃止に伴う改正 (9月規則、引受要綱の一部改正 (19年産から適用))。 麦に適用する単位当たり共済金額について、品目横断的経営安定対策の担い手と担い手以外、ビール用麦及び種子用麦ごとに分けて告示した (9月告示第1291号)。</p>	<p>生産目標数量 (851万t) 生産目標数量 (833万t) 担い手経営安定新法公布 米の需給調整について、新たな需給調整システムに移行 (19年産から)</p>

年次	制度変遷の概要	参 考
	<p>水稲の品質方式について、実測により収穫物の数量及び品位を把握することができる農家についても、同方式を選択することができるよう措置（11月規則、特定準則、損害認定準則、1月引受要綱、損害評価要綱の一部改正（19年産から適用））。</p> <p>水稲の全相殺地域における基準単収について、麦と同様、施設計量結果により設定できることとした（11月基準収穫量設定準則の一部改正（19年産から適用））。</p> <p>米の需給調整について、新たな需給調整システムの移行に伴う改正（11月引受要綱、飼料用米要綱の一部改正（施行日から適用））。</p>	
19		生産数量目標の配分（828万t）
20		農政改革三対策の着実な推進について 生産数量目標の配分（815万t）
21	生産調整の取組として作付けされる米粉用米についても、従来の飼料用米と同様に、主食用米と区分して1キログラム当たり共済金額を告示（3月告示第387号）し、主食用米と区分して引受け及び損害評価を行うこととした（6月飼料米等要綱）。	米穀の生産調整実施要領（1月全部改正） 水田フル活用 生産数量目標の配分（815万t）
22	麦の引受方式について、類区分ごとに農家が選択できることとした（3月規則の一部改正（23年産から適用））。	米戸別所得補償モデル対策の実施 生産数量目標の配分（813万t） 米の品質低下
平成23	<p>農業者戸別所得補償制度の実施に伴い、麦の共済金額について、23年産から畑作物の所得補償交付金の数量払単価を加味した金額とした（4月規則の一部改正、告示第826号）。</p> <p>損害評価について、被害僅少時等、組合等が実測で行う全筆調査に連合会が参加すること（合同評価）によって、連合会抜取調査に代えることができる等の事務効率化を措置（3月損害認定準則の一部改正）。</p>	農業者戸別所得補償制度の本格実施 生産数量目標の配分（795万t） 東日本大震災
24		生産数量目標の配分（793万t）

年次	制度変遷の概要	参 考
25		農業者戸別所得補償制度が制度の基本的な枠組みを維持しつつ、経営所得安定対策に名称変更
26		生産数量目標の配分 (791万t)
27		生産数量目標の配分 (765万t)
28		生産数量目標の配分 (751万t)
29	<p>農業災害補償法の一部改正（6月法律第74号）等（令和元年産から適用）</p> <p>※法律の題名は「農業保険法」に改称</p> <p>(1) 当然加入制から任意加入制へ移行</p> <p>(2) 令和3年産までで一筆方式を廃止</p> <p>(3) 地域インデックス方式を創設</p> <p>(4) 一筆半損特例を導入</p> <p>(5) 陸稲に全相殺方式及び半相殺方式を導入</p> <p>(6) 全相殺方式、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式の加入要件の緩和（青色申告書及びその関係書類により収穫量を把握できる者を追加）</p> <p>(7) 半相殺方式の農家申告抜取調査を標準化</p> <p>(8) 負担金交付区分を大括り化（米、麦の別）</p> <p>(9) 再保険区分を大括り化（水稻の品質方式、麦の災害収入共済方式、その他の引受方式の別）</p> <p>(10) 農業共済資格団体の要件を緩和（経理一元化要件を撤廃）</p>	生産数量目標の配分 (743万t)
30		生産数量目標の配分 (735万t)
令和3	<p>水稻の全相殺方式の加入要件の緩和（白色申告関係書類により収穫量を把握できる個人を追加（3月規則の一部改正（令和4年産から適用）））</p>	

(注) 関係法令の一部改正については、農作物共済に関する主な内容を掲げた。

